京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例(平成25年12月24日京都市条例 第 69号)(文化市民局地域自治推進室)

右京区役所嵯峨出張所については,区役所本所までの交通アクセスが便利な場所に立地しており,その地理的条件や行政運営の効率化を図るという観点から,右京区における戸籍事務のコンピュータ化の完了時期に合わせて,証明書発行コーナーへとその機能を見直し,出張所を廃止することとしました。

また,併せて所管区域欄の記載内容の統一を図るため,「北区」,「左京区」,「南区」を削除し,町名のみを記載することとしました。

この条例は,平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 69号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。北区役所小野郷出張所の項所管区域の欄中「北区」を削る。左京区役所岩倉出張所の項所管区域の欄中「左京区」を削る。南区役所久世出張所の項所管区域の欄中「南区」を削る。右京区役所嵯峨出張所の項を削る。

附 則

この条例は,平成26年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)